

平成 27 年第 3 回定例会（12月議会）

建設部 提出資料（12月3日提出）

建設委員会

【所管関係】

- 港湾空港課 秋田港発電所(仮称) 建設計画について

1

秋田港発電所(仮称)建設計画について

平成27年12月 3日

資源エネルギー産業課

港 湾 空 港 課

丸紅(株)及び(株)関電エネルギー・ソリューションが、環境影響評価法に基づき、平成27年9月25日送付した「秋田港発電所(仮称)建設計画」に係る計画段階環境配慮書について、環境大臣及び経済産業大臣意見が提出されるとともに、県も知事意見を提出した。

1 環境大臣及び経済産業大臣意見の概要

(1) 環境大臣意見(提出日:平成27年11月13日)

本事業については、「日本の約束草案」及びエネルギー・ミックスの達成に支障を及ぼしかねないことから、計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性を判断できず、現段階において是認することはできないため、早急に具体的な仕組みやルールづくり等が必要不可欠である。

経済産業省においては、電力業界及び本事業者に対して、具体的な仕組みやルールづくり等に早急に取り組むよう引き続き促す必要がある。

(2) 経済産業大臣意見(提出日:平成27年11月20日)

「自主的枠組みの概要」等に関する、「日本の約束草案」及びエネルギー・ミックスの達成に向け、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早急に自主的枠組みの目標の実現のための具体的な仕組みやルールづくり等が行われるよう努めること。

2 知事意見の概要(提出日:平成27年11月25日)

事業計画の具体化に当たっては、適切な環境保全措置を検討し、可能な限り環境影響を回避又は低減するよう配慮すること。

温室効果ガスについては、利用可能な最良の発電技術の導入や省エネルギー対策等を検討し、可能な限り二酸化炭素排出削減に努めるとともに、国の二酸化炭素排出削減に関する目標・計画との整合を図るための取り組みに努めること。

3 今後の対応

(1) 事業者

これらの意見を受け、「最新技術を採用するなどし、環境負荷の低減に努めながら、環境大臣、経済産業大臣、県知事及び住民等の意見を踏まえ、予定どおり環境影響評価の手続きを進めていく」とし、引き続き発電所建設計画の実現に向けて必要な手続きを進めていくこととしている。

(2) 県

地球環境保全の視点を重視しつつ、国や事業者等の対応も注視しながら、雇用創出や地域産業振興への波及効果等が見込まれる本計画の実現に向けて、港湾計画の改訂など引き続き支援をしていく。

(参考) 環境影響評価法の手続き（方法書）

